

令和8年度甲種防火管理新規講習・乙種防火管理講習実施要綱

令和8年4月
山口市消防本部

消防法施行令第3条第1項に規定する防火管理に関する講習を実施します。本講習の課程を修了することにより、消防法第8条第1項に規定する防火管理者としての資格を有することができます。

1 日時

令和8年6月4日（木）、5日（金）9時～16時

※甲種防火管理新規講習は両日、乙種防火管理講習は1日目のみ

※受付時間 8時35分～8時55分

入館は8時30分以降となります。

2 講習会場

山口市小郡地域交流センター 2階

山口市小郡下郷609番地1

3 受講定員

60人

4 受講料

5,200円

※使用テキストは、講習時点で最新のものを使用します。

※領収証は、インボイス制度に対応しています。

5 修了証の交付

全科目（講習科目の一部免除希望者は、免除科目を除く。）の課程を修了された方に、修了証を交付します。

※遅刻・早退された場合は、修了証交付の対象と認められません。

6 講習科目の一部免除

※甲種防火管理新規講習受講者のみ

消防設備点検資格者講習または自衛消防業務講習を受講し、免状又は修了証の交付を受けた方は、免除申請を行うことで講習科目の一部を免除することができます。

本講習の受講決定者の方で、免除を希望される場合は申請が必要となりますので、消防本部予防課までご連絡ください。

7 講習科目・時間割（共通）

1日目

| 時 間 | 講習科目 |
|-----------------------|-------------------------|
| 8 : 3 5 ~ 8 : 5 5 | ※受付 |
| 9 : 0 0 ~ 9 : 1 0 | オリエンテーション（科目免除者受講なし） |
| 9 : 1 0 ~ 1 0 : 0 0 | 防火管理の意義及び制度Ⅰ（科目免除者受講なし） |
| 1 0 : 1 0 ~ 1 1 : 0 0 | 火気管理Ⅰ |
| 1 1 : 1 0 ~ 1 2 : 0 0 | 施設及び設備の維持管理Ⅰ |
| 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 | 昼食休憩 |
| 1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 4 5 | 防火管理に係る訓練教育Ⅰ |
| 1 4 : 5 5 ~ 1 5 : 4 5 | 防火管理に係る消防計画Ⅰ |
| 1 5 : 5 0 ~ 1 6 : 0 0 | 乙種受講者 修了証交付 |

2日目

| 時 間 | 科 目 |
|-----------------------|-------------------------|
| 8 : 3 5 ~ 8 : 5 5 | ※受付 |
| 9 : 0 0 ~ 9 : 5 0 | 防火管理の意義及び制度Ⅱ（科目免除者受講なし） |
| 1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 5 0 | 施設及び設備の維持管理Ⅱ |
| 1 1 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 | 火気管理Ⅱ |
| 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 | 昼食休憩 |
| 1 3 : 0 0 ~ 1 3 : 5 0 | 防火管理に係る消防計画Ⅱ |
| 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 4 5 | 防火管理に係る訓練教育Ⅱ |
| 1 5 : 5 0 ~ 1 6 : 0 0 | 甲種新規受講者 修了証交付 |

※受付 講習科目一部免除の方は、両日とも9時50分から受付を行います。

8 講習当日の留意事項

- (1) 受講決定通知後、諸事情により欠席される場合は、早めにご連絡をお願いします。
- (2) 車でお越しの場合は、会場敷地内に十分な駐車スペースを確保しています。
- (3) 実技がありますので、動きやすい服装で受講してください。
- (4) 講習初日の受付時に、受講票の提示、受講料を納めてください。

お釣りがないようご準備をお願いします。

【ご連絡・お問合わせ先】

山口市亀山町2番1号（山口市役所5階）

山口市消防本部予防課査察担当 電話083-932-2601